

第4回 草津市住民投票条例検討委員会 議事概要

日 時：平成24年7月17日（月）14:00～16:00

場 所：人権センター 大会議室

1 前回（第3回）の振り返り

- ・「住民投票に係るフローについて」の中で「沿革的な差異がある」とあるが、本来別のものというのが趣旨だったと思うので、「本来その性質に差がある」という表現に修正することが確認された。

2 検討事項（確認された事項）

（1）住民投票に係るフローについて

- ・住民発議の場合、投票の実施に必要な署名活動の前に、市長が第三者機関による意見を聴いたうえで事前審査を行うとともに、署名活動の期間に案件に関する状況が変化することも想定されることから、署名活動後にも再度第三者機関による意見を聴いたうえで、市長が最終的に住民投票を実施するしくみとすることが確認された。
- ・市長発議の場合については発議後、議会発議の場合は議決後、市長が住民投票を実施する前の段階で第三者機関から意見聴取することが確認された。
- ・投票資格者については、公職選挙法上の選挙権を持つ者を基本とするものの、16歳以上、18歳以上、20歳以上とする年齢要件や、日本国籍を持つ者に限る場合、持たない者も含める場合を選択できる仕組みにすることが確認された。
- ・住民投票の対象については、第三者機関が、案件の内容が「市政に関する重要事項」として住民投票の対象として適切かどうか、設問や選択肢が適切かどうか、個人情報保護やプライバシー侵害などの観点から法的に問題がないかを検討するものと確認された。

（2）住民投票の発議に必要な要件について

- ・住民投票の発議に必要な署名数については、市町村合併特例法における合併協議会設置請求に必要な署名数と同じ、公職選挙法上の選挙権を持つ者の1/6程度が適切であることが確認された。
- ・議会発議の場合、提案要件は議員による議案提出の際の基準と同じ議員数の1/12、議決要件は出席議員の過半数が適切であることが確認された。

（3）住民投票の手法について

- ・基本は公職選挙法に基づく通常の選挙と同様の投票によるものとし、今後、より信憑性のある住民意向調査についての研究が必要であることが確認された。

（4）住民投票の設問形式について

- ・二者択一方式が想定されるものの、二者択一方式では住民意思を確認するのに適

切でないケースも想定されることから、複数の選択肢による設問形式について、特に条例上は制限を定めないことが確認された。

(5) 住民投票の実施時期や投票運動について

- ・住民投票と公職選挙法に基づく選挙の期日の関係についての規定を設けないことが確認された。
- ・住民投票を公職選挙法に基づく選挙と同日に実施した場合、選挙の結果に影響を及ぼすことや、住民が住民投票に関する運動ができなくなること等の問題があることを提言中に表現することが確認された。
- ・住民投票に関する投票運動については、原則自由とするが、不正を排除し公正を確保することが必要であることが確認された。